

遺言書があれば相続争いは 防ぐことができるか？

講師：税理士・社会保険労務士・行政書士 安達 幸男

(プロフィール)

昭和 35 年生れ

昭和 58 年に名古屋国税局採用、以後国税局及び税務署で 38 年間勤務

令和 3 年 7 月名古屋中村税務署長を最後に退官

令和 3 年 9 月に春日井市鳥居松町で事務所を開設

(主な取扱い業務)

相続税申告書作成、相続税対策、遺言書作成、遺産分割協議書作成、任意

後見契約、死後事務委任契約、実家の不動産の売却などのサポート

【ワークシート】

はじめに、今日のテーマである「遺言書があれば相続争いを防げるか？」について、皆さんがどのような理解・認識を持っているかについて、確認させていただきます。YES、NO でお答えください。

1 遺言書がないと、相続人全員の遺産分割協議で遺産分けを決めることになる？

YES ・ NO

2 遺言書があれば、必ず遺言書の内容に従って遺産分けをしなければならない？

YES ・ NO

3 他の相続人に遺留分の権利がある場合であっても、遺言書で「全財産を特定の相続人に対して相続させる」旨の内容の遺言書を作成しても問題ない？

YES ・ NO

4 他の相続人から遺留分の権利行使がなければ、遺留分の金額は支払う必要がない？

YES ・ NO

5 遺言書を作成すれば、相続争いは必ず防ぐことができる？

YES ・ NO

(目次)

○はじめに

- 1 遺言書がないとき相続（遺産分け）はどうなるか？
- 2 遺言書があれば相続争いを防ぐことができるか？
- 3 どうすればよかったか？

○最後に

○はじめに

終活が盛んになっていますが、実際に遺言書を作成している方は、まだまだ少ないのではないのでしょうか（単純比較はできませんが、年間死亡者数約 130 万人（令和元年）に対して、遺言書の作成者数は公正証書約 11 万人（令和元年）及び法務局保管自筆証書遺言約 2 万人（令和 2 年 7 月から 1 年間）を併せてもせいぜい約 13 万件です。つまり遺言書を作成している人の割合は、10%前後ではないかと想定されます。

また、遺言書を作成しているとしても、専門家のアドバイスを受けずに、自分でネットでの情報を基に自筆遺言証書を作成している方も多いのではないのでしょうか？

今日のセミナーでは、遺言書がない場合に問題となる事案、遺言書があっても作成内容に問題がある事案について、具体的事例を基に考えてみたいと思います。

1 遺言書がないと相続(遺産分け)はどうか(遺言書がないと困る事案)?

遺言書が存在しないと、相続人全員による遺産分割協議書を作成して相続手続をすることになりますが、相続人間で遺産分割を巡って争いとなった場合には、次のようなデメリットがあります。

- ① 相続手続がすぐにできないので、預金が凍結となってしまふ。
相続税の納税資金も捻出できなくなります。
- ② 相続人間で遺産分割の合意ができないと、家庭裁判所での調停・審判となりますので、多額の費用や精神的負担、時間的負担が生じます。
- ③ 相続税の申告では、未分割での申告となるため、相続税法の特例(配偶者税額軽減、小規模宅地の特例など)が適用できないため、一旦は多額の税金を納付しなければならない。

といったことが考えられます。

以下では、具体的な事例を通じて、遺言書がない場合に問題となる点を中心に考えてみます。

(1) 子のいない夫婦のケース(ケース1)

※よくある勘違い(妻が全財産を相続できる?)



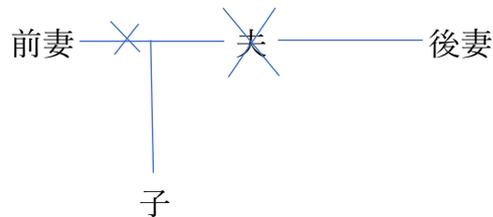
・子がない夫婦の場合、相続人となるのは、配偶者と亡夫(妻)の両親(義

父母)です。仮に、亡夫(妻)の両親が既に亡くなっている場合は、亡き夫(妻)の兄弟姉妹が相続人となります(兄弟姉妹のうち既に亡くなっている者がいる場合は、甥姪が代襲相続人となります。)。

- ・各相続人の相続分は、配偶者と義父母が相続人の場合は、配偶者が3分の2、義父母が3分の1となります。また、配偶者と亡き配偶者の兄弟姉妹が相続人の場合は、配偶者が4分の3、それ以外の者が4分の1となります(同順位の者が複数人いるときは、均等に相続します)。
- ・このように、遺言がないと、残された配偶者は全財産を相続することができません(少なくとも4分の1の財産は他人に渡ってしまいますし、また、亡き夫(妻)の兄弟姉妹との間で面倒な遺産分割協議をしなければ相続することもできません)。
- ・この点、兄弟姉妹には遺留分(最低限の相続人の権利を保障)がありませんので、全財産を配偶者に残すためには、「全財産を妻(夫)〇〇に相続させる。」といった内容の遺言書を作成することが有効です。遺言書は、公正証書遺言でも、法務局保管の自筆証書遺言でもどちらでも構いません。

(2) 離婚した前妻の子と後妻がいるケース（ケース2）

※後妻にすべての財産を相続させたいと思っても？



- ・よくある家族関係のケースですが、離婚した前妻の子とは、通常は音信不通になっていることが多いでしょう。

この場合、後妻に全財産を残したいと思っても、相続人は、配偶者及び子（前妻との間の子）となりますので、通常は、このような相続人間での遺産分割協議は簡単にはまとまりません。

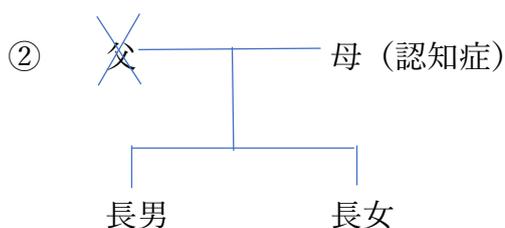
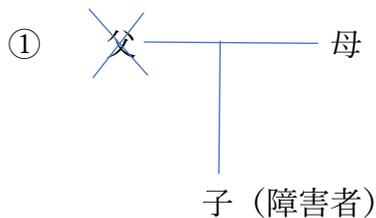
- ・離婚した前妻の子は、当然に法定相続分での相続権を主張してきます。
- ・遺産が分けられるほどたくさんあれば別ですが、問題は、財産といえるものが自宅と預金しかないケースです。
残された配偶者としては、今後の住まいとなる自宅の確保と老後資金としての預貯金の両方について取得することを希望しますが、そのような希望は全く通りません。
- ・結局、遺産分割協議では、残された妻は、法定相続分 2 分の 1 の範囲で自宅を取得し、残額は預金の一部を取得することにとどまり、老後の生活費としての現金に不足が生じることになります。
- ・では「全財産を妻〇〇に相続させる。」旨の遺言があれば、残された配偶

者は全財産を取得することができるでしょうか？

残念ながら、遺言書があっても、残された配偶者は全財産を相続することはできず、前妻の子に対して遺留分相当額 ($1/2 \times 1/2 = 1/4$) の金銭を支払わなくてはなりません。それでも、後妻にとっては、取得できる財産額が、法定相続分の $1/2$ から $3/4$ に増えますので、遺言書がないよりはまだましかもしれません。

(3) 障害者の子、認知症の親がいるケース（ケース3）

※そもそも遺産分割協議ができるのか？



- ・最近では認知症になった場合の問題や法定後見人の問題が新聞、雑誌などでもよく取り上げられますので、この問題点を理解している方も多いかと思えます。

相続人の中に障害のある子や認知症の親がいる場合は、その方に判断能

力がないとなると、遺産分割協議を行うことができません。判断能力があるかないかは素人には簡単に判断できません。

- ・相続人に判断能力がないとなると、相続手続は全く行うことができず、預金を引出すこともできません。

金融機関に相談したとしても、成年後見人を家庭裁判所で選任してと言われてしまいます。

- ・仮に成年後見人を選任すると、通常、成年後見人は弁護士、司法書士がなりますので、遺産分割協議では成年後見人が本人に代わって参加しますが、少なくとも法定相続分を確保する内容でないと家庭裁判所も遺産分割協議案の内容を認めてくれませんので、遺産分けは家族の希望通りにはなりません。

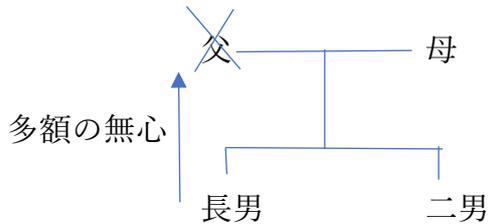
さらに、本人が死亡するまでの間、成年後見人が代わって本人の財産管理を行いますので、家族が自由に使うことはできませんし、法定後見人に対して毎月3万円以上の報酬を財産の中から支払う必要があります。

- ・このような問題が生じないようにするには、予め「特定の相続人に財産を相続させる」旨の内容の遺言書を作成しておけば、遺産分割協議のために面倒な法定後見人を選任しなくても済みます。

ただし、この場合であっても、障害のある子や認知症の親には遺留分の権利がありますので、その権利行使を誰が行うのか、また、分けられた財産の管理は誰が行うのか、といった問題はやはり残ってしまいます。

(4) 子の一人が親から多額の無心している（ケース4）

※生前親から法定相続分を上回る多額の無心をしているので、他の相続人はその者には相続分はないと思っている？



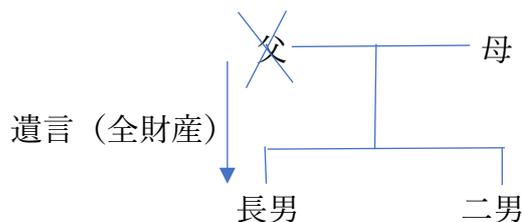
- ・家庭裁判所での遺産分割の調停では、子の中の一人が生前に親から多額の無心をしていた場合の取扱い（特別受益とって、基本的には生前贈与分は持ち戻して相続分の計算をします。）がよく問題になります。
- ・ところで、家庭裁判所の調停において、多額の無心について争う相続人が、その特別受益の立証をすることは容易ではありません。
なぜなら、通常は、親も生前贈与に関して証拠を残していることはほとんどないので、当の本人が生前贈与を認めない限り、他の相続人が、いつ（年月日）、いくら（金額）、誰に贈与したかを明確に立証することは、ほとんど不可能といえるからです。
- ・そうすると、納得できなくても、結果的には、法定相続分で分割するしかなくなります。
- ・兄弟姉妹間で特別受益を巡って争いが生じそうなケースでは、遺言者の気持ちとして生前贈与（特別受益）についてどうするのか（例えば、特別受益を免除する、あるいは、特別受益があるのでその者に相続させる財産は

少なくする。)を記載しておくことで、無用な相続人間の争いを防止することもできます。

2 遺言書があれば相続争いは防ぐことができるか（遺言書があっても困ったことになる事案）？

たとえ遺言書が存在したとしても、遺言書の内容によっては、残念ながら、次のような問題を回避することはできません。

(1) 「全財産を〇〇に相続させる」旨の遺言書があるケース（ケース1）



- ・争族争いを避けるために先祖代々の土地を跡取りの相続人に相続させるために、「全財産を〇〇に相続させる」旨の遺言書を作成することはよくあることです。

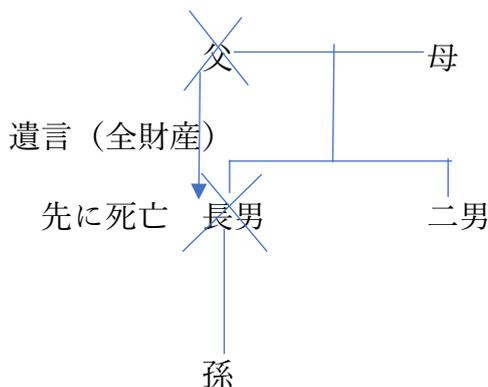
このような遺言書は、大抵の場合、弁護士などの士業のアドバイスに基づいて作成することが多いようです。

- ・しかしながら、他の相続人には、遺留分（最低保障の相続権）がありますので、遺産の大半を相続した相続人は、他の相続人から遺留分侵害額請求がされると、遺留分に相当する金額を金銭で支払わないといけなくなります。

しかし、地主様のように、財産の大半が不動産の場合には、遺留分に相当するお金を金銭で支払うことは困難なことが多いでしょう。場合によっては、金銭で支払うために、せっかく相続した土地の一部を売却して支払うしかないかもしれません。そうすると、今度は土地を譲渡したことに關して、所得税住民税が余分（もうけの約 20%）にかかってしまいます。

(2) 相続させる相手（子）が遺言者よりも先に死亡したケース（ケース 2）

※子の子（孫）が自動的に当然相続できる？



- ・「仮に子が遺言者よりも先に死亡したときは、子の子（孫）に相続させる」旨の予備的遺言が定めてあれば、子の子（孫）が子に代わって指定された財産を相続することができます。

仮にこのような予備的遺言の定めがないと、遺言書で定めた内容は無効となりますので、何ら指定がないのと同じになってしまいます。つまり、孫と他の相続人との間で遺産分割協議を行い、結果的に法定相続分での分割をするしかないということになります。

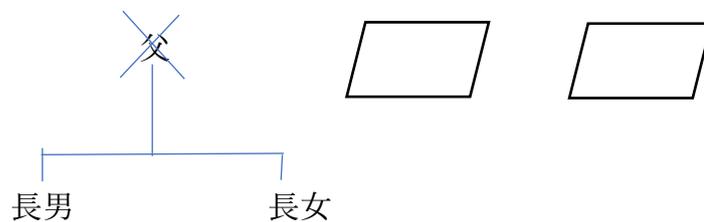
- ・したがって、場合によっては、予備的遺言を定めておく必要があります。

ではどこまでの範囲で定めておくかは非常に悩ましい問題ですが、最低限「子が死亡したときは孫の〇〇に相続させる」くらいは書いておくといえでしょう。

(3) 「所有する全財産を長男及び長女に各 2 分の 1 を相続させる」旨の遺言書

(ケース 3)

※長男、長女で都合の良いように分けることができる？



- ・このような遺言書の内容では、遺産としてA不動産、B不動産、C不動産があれば、A不動産は長男 1/2、長女 1/2 の共有となり、B不動産も、C不動産も同じように共有となります。

そうすると、全ての不動産は、長男及び長女の共有ということになりますので、2人の同意がないと、売却することも、賃貸することもできなくなります。

- ・もちろん、長男及び長女が、遺言書に定められた特定遺贈をそれぞれ放棄して、改めて遺産分割協議で遺産分けの内容を決定することもできますが、果たしてうまく協議ができるか保証がありません。
- ・遺産としてA不動産、B不動産、C不動産があれば、A不動産は長男に、B不動産は長女に、C不動産は長男にというように、不動産ごとに取得者

を明確に定めておくといよいでしょう。

3 2のケースではどうすればよかったか？

(ケース1への対応)

○遺留分に配慮した遺言書を作成する

- ・遺言書で財産のすべてを取得する相続人が、遺留分に相当する金銭を用意できない場合には、他の相続人にも遺留分に相当する不動産の一部を相続させる旨の遺言内容とする方法があります。

○遺留分侵害額請求に相当する現金を相続させる (用意してあげる)

- ・死亡生命保険金の受取人を財産の全てを取得する相続人とするようにして、その相続人に遺留分侵害額請求に相当する現金を用意してあげればこの問題を回避することができます。

(ケース2への対応)

○予備的遺言を入れておく

- ・現在社会では、災害等も多発しており、いつ何が起こるかもしれません。死亡する順番も年齢(想定)通りとは限りません。したがって、せっかく作成した遺言書が指定した相続人が先に死亡してしまっても無効にならないように、予備的遺言を入れておくといよいでしょう。

(ケース3への対応)

○包括的な割合で相続させると記載しない

- ・遺言内容として、2分の1ずつを相続させるという内容ではなく、特定の不動産を特定の相続人に相続させるとする内容とする。例えば、「A土地

は甲に、B土地は乙に」というように記載します。

(共通事項として)

○遺言執行者を定めて記載しておく

- ・せっかく遺言書を作成しても、遺言執行者の定めがなければ、相続人全員で協力(相続人全員の印鑑証明書の提供が必要)して相続手続をすることになってしまいます。

円滑に相続手続を進めるためには、遺言書には必ず遺言執行者の定め(通常は受遺者を指定します。)をするようにします。

○最後に「上記以外の財産は、○○に相続させる。」と記載しておく

- ・後から何かの相続財産が出てきたときに、改めて相続人全員での遺産分割協議をしなくても済むためにこの一文を入れておきます。

○まとめ

費用(専門家への報酬、公証人への報酬など)の点から、自分で自筆証書遺言を作成して、法務局に保管するという方も増えているようですが、単純な内容(全財産を○○に相続させる)の場合を除いて、費用はかかりますが後々に問題を残さないようにするためには、専門家のアドバイスを受けて公正証書遺言の形で作成することがベストではないでしょうか。

遺言書は、自分の思いの実現・争族争いを防止するために作成するものですから、せっかくの遺言書が無効となってしまっは意味がありませんし、内容に問題があつて相続人間で争いが生じることになつても意味がありません。

私は、遺言書の作成に係る費用は、生命保険金の保険料と同じように、保険だ

と考えています。自宅と預貯金で 5 千万円くらいの財産であれば、公証人の手数料は 5 万円程度と見込まれますので、それほどの負担にはならないと思います。

皆さんも今日のお話を参考に、遺言書の作成について考えてみてはいかがでしょうか？

本日はご清聴ありがとうございました。